



熊本県公報

第 1 2 3 4 5 号

平成 26 年 8 月 26 日(火)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるものとされた生活保護法の規定による施術者の指定…………… (社会福祉課) 1
- 特定計量器定期検査の実施…………… (産業支援課) 1
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるものとされた生活保護法の規定による指定介護機関の指定…………… (社会福祉課) 2
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるものとされた生活保護法の規定による指定介護機関の廃止…………… (//) 4
- 都市計画事業の認可…………… (都市計画課) 4
- 都市計画事業の認可…………… (//) 4
- 保安林の指定に関する予定…………… (森林保全課) 4
- 保安林の指定に関する予定…………… (//) 5
- 保安林の指定に関する予定…………… (//) 5
- 肥料登録有効期間更新…………… (農業技術課) 5
- 公の施設おける指定管理者の募集(熊本県阿蘇みんなの森) …… (森林保全課) 6
- 熊本県有明海区におけるハマグリ採捕制限…………… (熊本県有明海区漁業調整委員会) 8
- 平成 26 年度熊本県肝炎対策協議会の開催…………… (肝炎対策協議会) 8
- 平成 26 年度熊本県環境審議会第 1 回鳥獣部会の開催…………… (環境審議会鳥獣部会) 8
- 熊本県警察運転免許証電子署名生成装置の賃貸借に係る一般競争入札による落札業者等の決定…………… (警察本部運転免許課) 9

公 告

登 載 依 頼

告 示

熊本県告示第 8 3 4 号

生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 55 条第 1 項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成 6 年法律第 30 号)第 14 条第 4 項においてその例によるものとされる場合を含む。)の規定により施術者を次のとおり指定したので、同法第 55 条の 3(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項においてその例によるものとされる場合を含む。)の規定により告示する。

平成 26 年 8 月 26 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(施術者〔はり師・きゅう師〕)

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
林田 健三	有限会社林田鍼灸院	人吉市鍛冶屋町 3 1	平成 26 年 7 月 1 日
近沢 一充	養生所	水俣市栄町二丁目 3 番 3 7 号	平成 26 年 7 月 1 日
小山 純爾	ど・れ・み鍼院	玉名市高瀬 3 0 7 番地 2	平成 26 年 7 月 1 日

熊本県告示第 8 3 5 号

計量法(平成 4 年法律第 51 号)第 19 条第 1 項の規定により特定計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第 21 条第 2 項の規定により告示する。

平成26年8月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 対象となる特定計量器
非自動はかり（計量法施行令（平成5年政令第329号）第5条第1号又は第2号に掲げるものを除く。）、分銅及びおもり
- 2 検査区域
人吉市並びに球磨郡錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村及びあさぎり町の区域
- 3 検査日等
(1) 集合検査

検査日	検査受付時間	検査場所
平成26年9月29日	午前11時から午前12時まで	神瀬多目的集会施設
平成26年9月29日	午後1時半から午後4時まで	石の交流館やまなみ
平成26年9月30日	午前9時から午後4時まで	渡多目的集会施設
平成26年10月1日	午前9時から午後3時まで	山江村役場
平成26年10月6日	午前10時から午前11時半まで	田代生活改善センター
平成26年10月6日	午後1時から午後4時まで	相良村ふれあいセンター
平成26年10月7日	午前9時から午前12時まで	五木村役場
平成26年10月7日	午後1時半から午後3時まで	五木村宮園憩いの家
平成26年10月8日	午前9時から午後4時まで	あさぎり町上支所
平成26年10月9日	午前9時から午後4時まで	あさぎり町役場本庁舎
平成26年10月10日	午前9時から午後2時半まで	あさぎり町深田支所
平成26年10月14日	午前11時から午前12時まで	黒肥地公民館（黒肥地幼稚園跡）
平成26年10月14日	午後1時半から午後4時まで	久米公民館
平成26年10月15日	午前9時から午後4時まで	多良木町畜産センター
平成26年10月16日	午前9時から午後4時まで	湯前町役場
平成26年10月17日	午前9時から午後2時半まで	水上村役場
平成26年10月20日	午前10時から午後4時まで	錦町青年会館
平成26年10月21日	午前9時から午後4時まで	人吉球磨能力開発センター
平成26年10月22日	午前9時から午後4時まで	東西コミュニティーセンター
平成26年10月23日	午前9時から午後2時半まで	人吉市勤労青少年ホーム

(2) 所在場所検査

ア 検査日 平成26年10月6日から平成26年10月24日までのいずれかの日

イ 検査場所

特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項1号から第5号までのいずれかに該当する特定計量器の所在の場所

- 4 検査を実施する指定定期検査機関の名称
一般社団法人熊本県計量協会

熊本県告示第836号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定により指定介護機関を次のとおり指定したので、生活保護法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の2の規定により告示する。

平成26年8月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(訪問看護)

事業所の名称及び所在地	指定年月日
つくれダイケアセンター 菊池郡菊陽町大字津久礼字久保2684番地1	平成26年5月1日

(訪問リハビリテーション)

事業所の名称及び所在地	指定年月日
つくれダイケアセンター 菊池郡菊陽町大字津久礼字久保2684番地1 (居宅療養管理指導)	平成26年5月1日

事業所の名称及び所在地

指定年月日

栄町薬局 菊池市隈府780-13	平成26年7月2日
---------------------	-----------

(通所介護)

事業所の名称及び所在地

指定年月日

シャトー天草デイサービスセンター 天草市今釜町8番58号	平成26年5月26日
---------------------------------	------------

(短期入所生活介護)

事業所の名称及び所在地

指定年月日

ユニット豊洋短期入所生活介護事業所 宇城市三角町里浦2855番5	平成26年7月14日
地域密着型特別養護老人ホーム シャトー天草 天草市今釜町8番58号	平成26年5月26日

(介護予防訪問看護)

事業所の名称及び所在地

指定年月日

つくれダイケアセンター 菊池郡菊陽町大字津久礼字久保2684番地1	平成26年5月1日
--------------------------------------	-----------

(介護予防訪問リハビリテーション)

事業所の名称及び所在地

指定年月日

つくれダイケアセンター 菊池郡菊陽町大字津久礼字久保2684番地1	平成26年5月1日
--------------------------------------	-----------

(介護予防通所介護)

事業所の名称及び所在地

指定年月日

シャトー天草デイサービスセンター 天草市今釜町8番58号	平成26年5月26日
---------------------------------	------------

(介護予防短期入所生活介護)

事業所の名称及び所在地

指定年月日

ユニット豊洋短期入所生活介護事業所 宇城市三角町里浦2855番5	平成26年7月14日
地域密着型特別養護老人ホーム シャトー天草 天草市今釜町8番58号	平成26年5月26日

(地域密着型介護老人福祉施設)

事業所の名称及び所在地

指定年月日

ユニット豊洋 宇城市三角町里浦2855番5	平成26年4月1日
地域密着型特別養護老人ホーム シャトー天草 天草市今釜町8番58号	平成26年2月16日

(居宅介護支援事業者)

事業所の名称及び所在地

指定年月日

阿蘇郡市医師会 居宅介護支援事業所 阿蘇市黒川1178	平成26年4月7日
--------------------------------	-----------

(認知症対応型共同生活介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
グループホーム だんらん 宇城市小川町河江192-2	株式会社マーブルジャパン 宇城市小川町河江192-2	平成26年5月1日

(介護予防認知症対応型共同生活介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
グループホーム だんらん 宇城市小川町河江192-2	株式会社マーブルジャパン 宇城市小川町河江192-2	平成26年5月1日

(居宅介護支援事業者)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
介護サポートなでしこ 菊池市龍門367番地	合同会社介護サポートなでしこ 菊池市龍門367番地	平成26年8月4日

熊本県告示第837号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により次の指定介護機関から廃止の届出があったので、同法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の2の規定により告示する。

平成26年8月26日

熊本県知事 蒲島郁夫

(居宅療養管理指導)

事業所の名称及び所在地	廃止年月日
菊南薬局 合志市須屋708-6	平成26年6月30日
大林医科歯科診療所 玉名郡南関町上坂下18-2	平成26年7月31日

(介護予防居宅療養管理指導)

事業所の名称及び所在地	廃止年月日
菊南薬局 合志市須屋708-6	平成26年6月30日

熊本県告示第838号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により都市計画事業を認可したので、同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成26年8月26日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 施行者の名称 熊本市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 熊本都市計画道路事業7・7・17号鹿児島本線側道14号線
- 3 事業施行期間 平成26年8月26日から平成29年3月31日まで
- 4 事業地 収用の部分 熊本県熊本市西区花園一丁目及び上熊本二丁目地内
使用の部分 なし

熊本県告示第839号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により都市計画事業を認可したので、同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成26年8月26日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 施行者の名称 熊本市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 熊本都市計画道路事業7・7・18号鹿児島本線側道15号線
- 3 事業施行期間 平成26年8月26日から平成29年3月31日まで
- 4 事業地 収用の部分 熊本県熊本市西区花園一丁目、上熊本二丁目及び上熊本三丁目地内
使用の部分 なし

熊本県告示第840号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成26年8月26日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡水上村大字江代字平谷1478番1、1478番4、1478番6、1479番1、1479番8、1479番11
- 2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県南広域本部球磨地域振興局並びに水上村役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第841号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
 平成26年8月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡五木村甲字下梶原4268番1
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
 字下梶原4268番1（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県南広域本部球磨地域振興局並びに五木村役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第842号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
 平成26年8月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡球磨村大字一勝地甲字小屋迫1617番1、1617番5、1617番6、1617番8から1617番12まで、1617番15
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県南広域本部球磨地域振興局並びに球磨村役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

熊本県公告第434号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定に基づき、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法第16条第1項の規定に基づき公告する。
 平成26年8月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	有効期限
熊本県肥第140	混合有機質肥	混合有機質肥	窒素全量：8.0	含有を許される有害成分の	大東肥料株式会社	平成29年8月2

4号	料	料3号	りん酸全量 : 2. 0	最大量及びその 他の制限事項は、 公定規格のとおり。	八代市鏡町鏡1 159番地3	9日
----	---	-----	-----------------	----------------------------------	-------------------	----

熊本県公告第435号

県が設置する公の施設における指定管理者について、次のとおり募集する。
平成26年8月26日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要

- (1) 名称
熊本県阿蘇みんなの森（以下「阿蘇みんなの森」という。）
- (2) 場所
熊本県阿蘇市蔵原字高塚、字東岩狩及び字下大久保地内
- (3) 施設の規模等
 - ア 阿蘇みんなの森
敷地面積 85,438平方メートル（林道敷を含む。）
 - イ 森林学習展示館
木造平屋建 床面積181平方メートル
敷地面積 600平方メートル
 - ウ ポンプ室
コンクリートブロック平屋建 6.4平方メートル
敷地面積 34平方メートル
- (4) 施設の概要
 - ア 阿蘇みんなの森
樹木園、きのこの森、体験学習林、間伐展示林、御車道、自然観察歩道、駐車場、山小屋及びトイレほか
 - イ 森林学習展示館
展示室
 - ウ ポンプ室
揚水ポンプ

2 指定管理者が行う業務

- (1) 森林及び林業に関する学習活動の場の提供に関する業務
- (2) 森林を利用した保健及び休養の場の提供に関する業務
- (3) 阿蘇みんなの森の設置目的を達成するために必要な業務
- (4) 阿蘇みんなの森の施設及び設備の維持及び修繕に関する業務
- (5) 指定管理者が阿蘇みんなの森の管理上必要と認める業務

3 指定管理者の指定の期間

平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

4 管理に要する経費

阿蘇みんなの森の管理に要する経費は、県から支払われる委託料によって賄うこととする。当該委託料の額については、県が定める基準価格の範囲内で、応募事業者から各年度の委託料の提案を求める。

5 参加資格

次に掲げる要件の全てを満たす法人その他の団体であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 県内に事業所を有すること。
- (3) 熊本県から指名停止措置又は指定管理者からの暴力団の排除に関する合意書に基づく排除措置を受けていないこと。
- (4) 労働者災害補償保険に加入していること。
- (5) 県税、法人税、消費税及び地方消費税等を滞納していないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法等（平成11年法律第225号）に基づく更正又は再生手続を行っていないこと。
- (7) また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (8) 賃金不払に関する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに指定管理者として不適当と認められる者でないこと。

6 募集要項の交付

- (1) 交付期間
平成26年8月26日（火）から平成26年9月30日（火）まで
- (2) 交付場所
熊本県農林水産部森林局森林保全課（県庁本館10階）
郵便番号862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号096-333-2451

- 7 申請の手続
- (1) 申請書類
- ア 申請に当たっては、次に掲げる書類を提出すること。
- イ 指定管理者指定申請書（熊本県公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例施行規則（平成 16 年熊本県規則第 46 号）別記様式）
- ウ 熊本県阿蘇みんなの森指定管理者事業計画書及び熊本県阿蘇みんなの森管理業務の収支予算書
- エ 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- オ 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本
- カ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、収支決算書その他団体の財務状況を明らかにする書類
- キ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他団体の業務の内容を明らかにする書類
- ク 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者を除く。）
- ケ 納税証明書
- (ア) 法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書
- (イ) 熊本県の県税（当該県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は事業所を有する者にあつては、当該主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税）について未納がないことの証明書
- ケ その他知事が必要と認める書類
- (ア) 県内事業所に係る従業員名簿及び賃金台帳
- (イ) グループで申請する場合は、グループ構成員表及び協定書（構成員の代表団体、役割分担、代金請求・受領団体等を明らかにした書類）
- (ウ) 指定申請に係る誓約書
- (エ) 「指定管理者からの暴力団排除に関する合意書」についての申立書
- (2) 複数の法人等でグループを構成して申請する場合は、次の事項について留意すること。
- ア 構成員から代表団体を選出し、当該代表団体が県との連絡調整を行うこと。
- イ 申請書の記名押印等については、構成員全員が行うこと。
- ウ (1)ウからクまで並びにケ（ウ）及び（エ）に掲げる書類については、構成員それぞれについて提出すること。
- エ 申請については、一の申請者につき一の提案に限ること。また、構成員は、他のグループの構成員となり、又は単独で申請を行うことはできない。
- オ 代表団体は、5 (1)から(7)に掲げる要件の全てを満たすことが必要であり、その他の構成員は、5 (1)から(7)まで（(2)を除く。）に掲げる要件を満たすことが必要である。
- (3) 申請書の提出先
6 (2)に同じ。
- (4) 申請書の提出期間
平成 26 年 9 月 22 日（月）から平成 26 年 9 月 30 日（火）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
郵送の場合は、書留郵便により最終日の午後 5 時までに必着とする。
電子メール及びファクシミリでの提出については、受け付けない。
- (5) 提出部数
正本 1 部、副本 9 部とする。
- 8 現地説明会
- (1) 日時
平成 26 年 9 月 5 日（金）午前 10 時
- (2) 場所
阿蘇みんなの森
- (3) その他
現地説明会への参加を希望される場合は、現地説明会参加申込書を 6 (2)にあらかじめ提出すること。
- 9 指定管理候補者の選定方法
- (1) 提出された申請書類により第 1 次審査（資格審査）を行う。
- (2) 第 1 次審査通過後、指定管理候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）による第 2 次審査を行う。選考委員会においては、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求め、各委員が審査及び採点を行う。
- (3) 選考委員会は、採点の集計結果に基づき、指定管理候補者の選考に当たっての意見を県に報告し、県は、選考委員会からの報告を踏まえて指定管理候補者を選定する。
- 10 留意事項
- (1) 次に掲げる場合に該当するときは、無効又は失格となることがある。
- ア 申請書の提出方法、提出先、提出期限等が守られなかったとき。
- イ 申請書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
- ウ 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。
- エ 申請書に虚偽の内容が記載されているとき。
- オ その他選考委員会での協議の結果、審査を行うに当たって不相当と認められると

- き。
 - (2) 提出された書類は、返却しない。
 - (3) 提出された書類は、県庁内での使用及び選考委員会での検討のため複写する。
 - (4) 提出された書類は、熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号）に基づく開示の請求により開示することがある。
 - (5) 指定管理候補者として選定された者は、県議会の議決を経て、指定管理者に指定する。
- 1 1 問合せ先
6 (2)に同じ。

登載依頼

熊本県有明海区漁業調整委員会指示第36号

ハマグリ資源の繁殖保護を図るため、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。ただし、試験研究機関等が試験研究のため採捕する場合、又は本委員会が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

平成26年8月26日

熊本県有明海区漁業調整委員会会長 青山行男

- 1 指示の内容
熊本県有明海区（昭和25年農林省告示第129号に定める海域）において、殻幅17mm未満のハマグリを採捕してはならない。
- 2 指示の有効期間
平成26年9月1日から平成28年8月31日まで

熊本県肝炎対策協議会公告第1号

熊本県肝炎対策協議会を、次のとおり開催する。
なお、当該協議会の傍聴手続は、次のとおり。
平成26年8月26日

熊本県肝炎対策協議会
会長 佐々木 裕

- 1 開催日時
平成26年9月24日（水）
午後7時から午後8時30分まで
- 2 開催場所
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟新館2階 201会議室
- 3 議題
(1) 熊本県における肝炎対策の取り組みについて
(2) その他
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、協議会の開催予定時刻までに、当該協議会の会場において、協議会の許可を得た上で、協議会の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
(3) 会議中、公開になじまない事項を審議する必要がある場合は、協議会を途中で非公開とする場合がある。
- 6 問い合わせ先
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県健康福祉部健康危機管理課感染症・新型インフルエンザ対策班
(電話096-333-2783)

熊本県環境審議会鳥獣部会公告第1号

平成26年度熊本県環境審議会第1回鳥獣部会の会議を、次のとおり開催する。
なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりとする。
平成26年8月26日

熊本県環境審議会鳥獣部会部会長 阿部正喜

- 1 開催日時
平成26年9月9日（火） 午後2時から午後4時まで
- 2 開催場所
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁本館13階 展望会議室
- 3 議題

- (1) 老岳鳥獣保護区の指定の変更について
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに当会議の会場において、受付のうえ、事務局の指示に従い会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は、開場にて午後1時30分から先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県環境生活部環境局自然保護課
(電話096-333-2275)

熊運免公告第579号

特定調達契約につき、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条の規定により、次のとおり公告する。
平成26年8月26日

熊本県警察本部長 田 中 勝 也

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
熊本県警察運転免許証電子署名生成装置 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県警察本部運転免許課
熊本県菊池郡菊陽町辛川2655番地
- 3 落札者を決定した日
平成26年7月11日
- 4 落札者の名称及び所在地
株式会社JEC C 営業本部
東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
- 5 落札金額（月額）
597,780円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額44,280円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条に規定する公告を行った日
平成26年5月30日